

2020年6月10日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

電 気 興 業 株 式 会 社

代表取締役社長 松 澤 幹 夫

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、下記のご案内に従って2020年6月25日（木曜日）午後5時35分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|-----------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2020年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1階
ベルサール西新宿ホール |

本年は感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 目的事項

- | | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 報 告 事 項 | 1. 第94期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|

2. 第94期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時35分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、2020年6月25日（木曜日）午後5時35分までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（株主様へのお願い）

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.denkikogyo.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスク着用で応対をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいたくださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産のご準備はございません。予めご了承のほど、お願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する委任状を株主ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください（代理人は、本総会において議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます。）。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について修正すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト (<https://www.denkikogyo.co.jp/>) にて、お知らせいたします。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.denkikogyo.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、予め次の事項をご了承いただきませう、お願い申し上げます。

## 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

## 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2020年6月25日（木曜日）午後5時35分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

## 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

## 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。  
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。  
ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様  
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までにお問い合わせください。  
イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）  
三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

## 5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

事 業 報 告  
( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度前半は高水準の企業収益に伴い設備投資が堅調に推移したことなどから、緩やかな回復基調が継続いたしました。消費税率の引き上げや新型コロナウイルス感染症の影響により、年度末にかけて急速に悪化しました。海外経済についても悪化が鮮明となっており、経済活動の停滞により企業収益や消費は大きく落ち込んでいることから、わが国経済の先行きはかつてないほどに不透明感が増しております。

当社グループの関係しております電気通信関連業界におきましては、移动通信関連分野ではLTE及びLTE-Advancedのサービス拡充に伴うアンテナ需要に加え、5G向けのアンテナ需要が新たに発生しております。また、固定無線関連分野においては防災行政無線の需要が継続しており、放送関連分野では放送事業者による設備更新・メンテナンス需要が発生しております。高周波応用機器業界におきましては、一部海外市場において自動車関連分野における設備投資需要が減少傾向となっている中、新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動が大幅に落ち込んでいます。なお、電気通信関連業界・高周波応用機器業界ともに価格競争が激化していることから、受注を巡る環境は一層厳しいものとなっております。

このような情勢の中で、当社グループは、需要の創出に向けた活動を積極的に推進し、業務の効率化及び原価低減活動による利益の拡大に取り組み、業績向上に努めてまいりました。

その結果、受注高は前年同期比0.6%増の448億円となり、売上高は前年同期比0.6%増の450億1千6百万円となりました。

利益の面では、営業利益は前年同期比3.3%減の26億1百万円、経常利益は前年同期比5.7%減の27億7千4百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前年同期比17.3%増の17億8千9百万円となりました。

次にセグメントごとの概況についてご説明申し上げます。

### 〔電気通信関連事業〕

当事業では、移動通信関連分野においては、スマートフォンの普及に伴う通信量の増加に対応するため、移動通信事業者によるLTE及びLTE-Advancedに対応した基地局投資が継続して進められております。また、1.7GHz帯及び3.4GHz帯のアンテナ需要や、5G向けに割り当てられた周波数帯に対応したアンテナ需要が新たに発生しております。固定無線関連分野においては、各自治体における防災体制強化とデジタル化の動きに伴って防災行政無線需要が増加傾向にあります。放送関連分野においては、V-Low帯の活用としてのFM補完局需要や、放送事業者による設備更新・メンテナンス需要の取り込みを図っております。その他分野としては、LED航空障害灯やサーマルカメラシステムの需要開拓を進めております。なお、いずれの分野においても価格競争の激化により、受注環境は厳しさを増しております。このような環境のもと、当事業分野では、挑戦と変革に向けた事業活動を展開し、研究開発の強化や事業領域の拡大を推進し、併せて製造原価の低減と競争力の向上に取り組んでまいりました。

その結果、受注高は前年同期比13.1%増の355億6千3百万円、売上高は前年同期比0.9%減の329億8千8百万円となりました。

### 〔高周波関連事業〕

当事業では、主力であります高周波誘導加熱装置においては、一部海外市場において減少傾向が明確となっておりますが、国内向けの設備投資については継続的に進められておりました。一方、熱処理受託加工については、海外向け需要の減退や米中貿易摩擦により、自動車生産に対する影響が明確となっております。このような環境のもと、当事業分野では、新規市場・新規ユーザーの開拓に加え、生産性の向上による利益の拡大に取り組んでまいりました。

その結果、受注高は前年同期比29.6%減の92億3千7百万円、売上高は前年同期比5.0%増の119億2千万円となりました。

### 〔その他事業〕

当事業は、土地・事務所等の子会社等への賃貸を行う設備貸付事業並びに売電事業であります。

## (2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、当面は新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益及び消費の大幅な落ち込みや、サプライチェーンの寸断、海外経済の急減速による輸出の大幅な減少が想定されます。新型コロナウイルス感染症の終息を条件に、年度後半には回復傾向となる見通しもありますが、米国・中国を中心とした政策に関する不確実性も依然として高いことから、国内景気の先行きについても予断を許さない状況にあります。当社グループを取り巻く環境としては、移動通信関連分野においては、LTE及びLTE-Advancedに対応したアンテナ需要の獲得に加え、5G向けのアンテナ需要の取り込みを積極的に図ってまいります。さらに、移動通信鉄塔のメンテナンス需要の獲得にも取り組んでまいります。固定無線関連分野については、引き続き防災行政無線の需要獲得に注力いたします。放送関連分野については、放送事業者による放送設備の更新・メンテナンス需要の取り込みを図ってまいります。このほか、新規事業であるLED航空障害灯やサーマルカメラシステム等の需要開拓にも引き続き注力いたします。高周波関連事業においては、事業環境を注視したうえで、海外拠点との連携強化を図り、日系自動車関連メーカーを始めとした設備投資需要の取り込みを強化するとともに、自動車関連以外の分野への需要拡大も進めてまいります。

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症による影響に加え、スピーディに変化する事業環境や価格競争の激化から、引き続き厳しいものとなることが想定されます。

このような状況のもとで、当社グループは、人材育成と社内連携の強化を推進し、需要の最大化に向けた営業活動の実践と生産性の向上を図り、企業力の強化に努めてまいります。さらに、長期的な視点で技術革新の実現に向けて先進的な研究開発を推進します。併せてコンプライアンス体制・安全・品質管理の徹底によって事業基盤の強化、顧客の信頼向上を図ってまいります。

2018年12月に受けた税務調査の過程で、2019年3月期において、当社の複数の拠点で、原価の付替えによる不適切な会計処理が行われていたことが発見されました。当社は、不適切な会計処理の再発防止策として、各担当者の責任に応じた処分とその周知及び各従業員への教育の徹底、原価計上ルールの明確化・再検討、牽制機能の強化、内部統制の強化並びに低利益率上申書及び赤字上申書の提出ルールの見直しを全社一丸となり実施し、株主の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

## (4) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、16億5百万円であり、このうち主なものは、老朽化した設備、測定器の更新であります。

- (5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。



(6) 事業区分別の受注高・売上高の推移

(単位：百万円)

| 区 分 | 事 業 区 分            | 第 91 期<br>2016年度 | 第 92 期<br>2017年度 | 第 93 期<br>2018年度 | 第 94 期<br>(当連結会計年度)<br>2019年度 |        |
|-----|--------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|--------|
| 受注高 | 電 気 通 信 関 連 事 業    | 33,762           | 31,853           | 31,433           | 35,563                        |        |
|     | 高 周 波 関 連 事 業      | 8,667            | 10,761           | 13,113           | 9,237                         |        |
|     | そ の 他 事 業          | —                | —                | —                | —                             |        |
|     | 合 計                | 42,430           | 42,614           | 44,546           | 44,800                        |        |
| 売上高 | 電 気 通 信<br>関 連 事 業 | ( 工 事 高 )        | 16,414           | 17,986           | 16,099                        | 17,951 |
|     |                    | ( 売 上 高 )        | 14,048           | 15,362           | 17,192                        | 15,037 |
|     |                    | 計                | 30,462           | 33,349           | 33,292                        | 32,988 |
|     | 高周波関連事業            | ( 売 上 高 )        | 9,328            | 9,559            | 11,350                        | 11,920 |
|     |                    | ( 賃 貸 収 入 )      | 4                | 4                | 4                             | 4      |
|     | そ の 他 事 業          | ( 売 電 収 入 )      | 110              | 109              | 108                           | 102    |
|     |                    | 計                | 114              | 114              | 113                           | 107    |
|     | 合 計                | 計                | 39,906           | 43,022           | 44,757                        | 45,016 |

(注) 連結損益計算書の完成工事高は電気通信関連事業の工事高を、製品売上高は電気通信関連事業及び高周波関連事業の売上高の合計を、また、その他の事業売上高にはその他事業の賃貸収入及び売電収入を表示しております。

## (7) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第 91 期<br>2016年度 | 第 92 期<br>2017年度 | 第 93 期<br>2018年度 | 第 94 期<br>(当連結会計年度)<br>2019年度 |
|---------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 39,906           | 43,022           | 44,757           | 45,016                        |
| 経常利益 (百万円)                | 953              | 1,823            | 2,943            | 2,774                         |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 543              | 804              | 1,524            | 1,789                         |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 8.93             | 65.84            | 124.78           | 148.08                        |
| 総資産 (百万円)                 | 60,164           | 61,687           | 62,437           | 61,208                        |
| 純資産 (百万円)                 | 44,806           | 45,522           | 45,963           | 46,309                        |

- (注) 1 第92期の1株当たり当期純利益につきましては、2017年10月1日付で普通株式5株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。
- 2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を前連結会計年度(第93期)の期首から適用しており、第92期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 91 期<br>2016年度 | 第 92 期<br>2017年度 | 第 93 期<br>2018年度 | 第 94 期<br>(当期)<br>2019年度 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------|
| 売上高 (百万円)      | 30,376           | 33,572           | 34,476           | 35,930                   |
| 経常利益 (百万円)     | 154              | 1,414            | 2,221            | 2,025                    |
| 当期純利益 (百万円)    | 203              | 888              | 1,168            | 1,278                    |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 3.34             | 72.67            | 95.59            | 105.79                   |
| 総資産 (百万円)      | 46,418           | 47,394           | 47,637           | 45,614                   |
| 純資産 (百万円)      | 34,952           | 35,228           | 35,360           | 34,882                   |

- (注) 1 第92期の1株当たり当期純利益につきましては、2017年10月1日付で普通株式5株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。
- 2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を前事業年度(第93期)の期首から適用しており、第92期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

## (8) 主要な事業内容

### 電気通信関連事業

極超短波、超短波、短波、中波、長波等各種アンテナの設計、製作、建設、販売  
鉄塔、反射板の設計、製作、建設、販売  
共聴（CATV）機器の設計、製作、販売及び同システムの設計、施工  
各種民生無線機器の設計、製作、販売

### 高周波関連事業

高周波誘導加熱装置、半導体製造プラズマ発生用高周波電源装置、核融合プラズマ加熱用高周波電源装置の設計、製作、販売  
高周波加速器用電源装置の設計、製作、販売  
各種真空炉の設計、製作、販売  
高周波熱処理受託加工

### その他事業

電気通信関連事業及び高周波関連事業に関する設備等の賃貸  
太陽光発電による売電事業

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

| 会 社 名                 | 資 本 金 | 出 資 比 率 | 主 な 事 業 内 容                    |
|-----------------------|-------|---------|--------------------------------|
| 株 式 会 社 電 興 製 作 所     | 92百万円 | 100%    | 金属加工、機械加工、及び各種アンテナ・電気通信機器の製作加工 |
| 株 式 会 社 デ ン コ ー       | 70百万円 | 100%    | 鉄塔等鉄鋼工作物の製作販売・各種鍍金加工           |
| デンコーテクノヒート株式会社        | 70百万円 | 100%    | 高周波熱処理受託加工                     |
| 高 周 波 工 業 株 式 会 社     | 50百万円 | 100%    | 高周波誘導加熱装置の設計及び製作、並びに高周波熱処理受託加工 |
| 株 式 会 社 デ ィ ー ケ ー シ ー | 20百万円 | 100%    | 電気通信施設の建設                      |
| フ コ ク 電 興 株 式 会 社     | 17百万円 | 100%    | 有線・無線通信設備の設計、施工                |

(注) 当連結会計年度末時点において当社の連結子会社は、上記の6社を含め13社であります。

(10) 主要な営業所及び工場

① 当社

| 本<br>社<br>支<br>店 | 名 称       | 所 在 地         | 名 称     | 所 在 地       |
|------------------|-----------|---------------|---------|-------------|
|                  | 本 社       | 東 京 都 千 代 田 区 | 大 阪 支 店 | 大 阪 府 吹 田 市 |
|                  | 北 海 道 支 店 | 北 海 道 札 幌 市   | 広 島 支 店 | 広 島 県 広 島 市 |
|                  | 仙 台 支 店   | 宮 城 県 仙 台 市   | 九 州 支 店 | 福 岡 県 福 岡 市 |
|                  | 名 古 屋 支 店 | 愛 知 県 名 古 屋 市 |         |             |

| 工 場 | 名 称       | 所 在 地           | 名 称     | 所 在 地               |
|-----|-----------|-----------------|---------|---------------------|
|     | 川 越 事 業 所 | 埼 玉 県 ふ じ み 野 市 | 鹿 沼 工 場 | 栃 木 県 鹿 沼 市         |
|     | 川 越 工 場   | 埼 玉 県 川 越 市     | 厚 木 工 場 | 神 奈 川 県 愛 甲 郡 愛 川 町 |

| 研 究 所 | 名 称      | 所 在 地   |
|-------|----------|---------|
|       | ワイヤレス研究所 | 神奈川県横浜市 |

(注) 2019年8月9日付でワイヤレス研究所を開設いたしました。

② 子会社

| 名 称                         | 所 在 地               |
|-----------------------------|---------------------|
| 株 式 会 社 電 興 製 作 所           | 栃 木 県 鹿 沼 市         |
| 株 式 会 社 デ ン コ ー             | 埼 玉 県 川 越 市         |
| デ ン コ ー テ ク ノ ヒ ー ト 株 式 会 社 | 愛 知 県 刈 谷 市         |
| 高 周 波 工 業 株 式 会 社           | 神 奈 川 県 愛 甲 郡 愛 川 町 |
| 株 式 会 社 デ ィ ー ケ ー シ ー       | 埼 玉 県 ふ じ み 野 市     |
| フ コ ク 電 興 株 式 会 社           | 福 岡 県 福 岡 市         |

## (11) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員数

| 区 分 | 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|-----|---------|-------------|
| 男 性 | 1,015 名 | 60 名        |
| 女 性 | 329     | 71          |
| 計   | 1,344   | 131         |

(注) 前期末に比べ従業員数が131名増加しておりますが、主としてDKK MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD. の増員、並びにDKK (THAILAND) CO., LTD.、DTHM, S. A. DE C. V. 及び韓国電気興業株式会社 が連結子会社となったことによるものであります。

### ② 当社の従業員数

| 区 分   | 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-------|---------|-------------|---------|-------------|
| 男 性   | 500 名   | 16 名        | 46.9 才  | 17.4 年      |
| 女 性   | 82      | 3           | 39.8    | 15.8        |
| 計又は平均 | 582     | 19          | 45.9    | 17.2        |

## (12) 主要な借入先及び借入額

| 借 入 先               | 借 入 金 残 高 |
|---------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 524 百万円   |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 150       |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社 | 50        |
| 住 友 生 命 保 険 相 互 会 社 | 30        |

## (13) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

## (14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2018年12月上旬に受けた国税当局の税務調査の過程で、当社の一拠点について不適切な会計処理の可能性を認識し、その後関係者に対して行った調査の結果、当該拠点において、原価の付替えによる不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。このため、かかる不適切な会計処理の内容を明らかにするとともに、同種の事案が発生していないかを明らかにするため、他の拠点に対する調査を行いました。

社内自主点検の結果、複数の拠点において原価の付替えによる不適切な会計処理が行われていたことが判明したため、当社と利害関係を有しない社外有識者（弁護士及び公認会計士）を含む調査チームを2019年4月25日に設置し、事実関係及びその内容についてより厳格な調査を実施することを決定いたしました。

調査チームの調査の結果、複数の拠点において意図的な契約番号間の原価の付替え処理が発覚し、その多くが施工部門の課長等の管理職が自ら、あるいは部下の施工担当者と共に、協力業者に対して見積書、請求書等の改ざんを依頼し、又は、虚偽の内容で原価振替申請書を作成することによって行われていました。

当社は、当該不適切な会計処理を発見・防止できなかったこと、及び決算発表の遅延を招き、株主の皆様、お客様各位、その他関係各方面の皆様にご迷惑とご心配をおかけしたことを重く受け止め、2019年6月11日に、当社の取締役及び執行役員の経営責任等を明らかにすべく、減給等の処分を決定いたしました。また、調査チームの調査報告書における再発防止策の提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策の策定について検討しました結果、2019年8月9日の取締役会において不適切な会計処理の再発防止策として、各担当者の責任に応じた処分とその周知及び各従業員への教育の徹底、原価計上ルールの明確化・再検討、牽制機能の強化、内部統制の強化並びに低利益率上申書及び赤字上申書の提出ルールの見直しを実施することを決定いたしました。

今後は、全社一丸となり再発防止策を実施し、株主の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

## II. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 56,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,084,845株
- (3) 株主数 6,607名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------|-------|---------|
|                                                      | 千株    | %       |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                            | 1,694 | 14.02   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                              | 853   | 7.06    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                  | 444   | 3.68    |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社                              | 372   | 3.08    |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行                                | 360   | 2.98    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                                  | 352   | 2.91    |
| 電 気 興 業 取 引 先 持 株 会                                  | 307   | 2.54    |
| 電 気 興 業 従 業 員 持 株 会                                  | 276   | 2.29    |
| 資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社<br>（ 証 券 投 資 信 託 口 ） | 271   | 2.24    |
| 損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社                              | 241   | 2.00    |

- (注) 1. 当社は、自己株式2,007千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、取締役向け株式報酬制度に係る信託財産として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が保有する当社株式を含めておりません。
2. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日付で商号を損害保険ジャパン株式会社に変更いたしました。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

| 地         | 位   | 氏 | 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                          |
|-----------|-----|---|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   |     | 松 | 澤 幹 夫 |                                                                                                       |
| 取締役専務執行役員 |     | 伊 | 藤 一 浩 | ワイヤレス研究所長、秘書室、内部統制管理室、管理統括部、安全品質管理本部、新規事業推進室、営業管理部、海外事業部、電気通信営業統括部、支店統括部、施設エンジニアリング統括部、機器統括部、高周波統括部担当 |
| 取締役執行役員   |     | 下 | 田 剛   | 管理統括部統括次長                                                                                             |
| 取締役執行役員   |     | 西 | 澤 俊 一 | ワイヤレス研究所副所長高周波開発担当                                                                                    |
| 取締役執行役員   |     | 久 | 野 力   | 電気通信営業統括部長                                                                                            |
| 取締役執行役員   |     | 石 | 松 康次郎 | 管理統括部長                                                                                                |
| 取締        | 役   | 太 | 田 洋   | パートナー弁護士（西村あさひ法律事務所）、日本化薬株式会社社外取締役、株式会社リコー社外監査役、公益財団法人ロッテ財団評議員、Zフィナンシャル株式会社社外監査役                      |
| 取締        | 役   | 須 | 佐 正 秀 | 税理士（須佐正秀税理士事務所）、株式会社アセント社外監査役、一般社団法人関東信用金庫協会監事、東北オートメカニク株式会社社外監査役                                     |
| 取締        | 役   | 鈴 | 木 則 義 | エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・日興株式会社代表取締役社長、株式会社SUZUKI NORIYOSHI OFFICE代表取締役社長                                      |
| 常勤        | 監査役 | 土 | 屋 辰 一 |                                                                                                       |
| 常勤        | 監査役 | 田 | 宮 弘 志 |                                                                                                       |
| 監         | 査 役 | 大 | 西 正 利 |                                                                                                       |
| 監         | 査 役 | 小 | 林 祥 二 | 弁護士（小林法律事務所）                                                                                          |

- (注) 1. 取締役太田 洋氏、取締役須佐正秀氏及び取締役鈴木則義氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
2. 常勤監査役田宮弘志氏及び監査役小林祥二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
3. 監査役小林祥二氏は、弁護士の資格を有し、企業法に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2019年6月27日開催の第93回定時株主総会終結の時をもって、笠井克昭氏は、任期満了により代表取締役専務執行役員を退任いたしました。



## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 取 締 役 |       | 監 査 役 |       | 計    |       |
|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| 支給人員  | 支 給 額 | 支給人員  | 支 給 額 | 支給人員 | 支 給 額 |
| 名     | 百万円   | 名     | 百万円   | 名    | 百万円   |
| 10    | 217   | 4     | 44    | 14   | 261   |

- (注) 1. 上記の報酬等の額には当事業年度に計上した役員株式給付引当金の繰入額25百万円（取締役7名に対し25百万円）が含まれております。
2. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記には、2019年6月27日開催の第93回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
4. 期末現在の人員は、取締役9名、監査役4名であり、期中の異動は次のとおりであります。  
就 任 取締役 2名  
退 任 取締役 1名
5. 上記のうち、社外役員5名（社外取締役3名及び社外監査役2名）に対する報酬の総額は66百万円であります。
6. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において、「年額5億円以内」（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議されております。
7. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において、「年額8,000万円以内」と決議されております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役太田 洋氏は、西村あさひ法律事務所パートナー弁護士、日本化薬株式会社社外取締役、株式会社リコー社外監査役、公益財団法人ロッテ財団評議員及びZフィナンシャル株式会社社外監査役であります。当社との間には開示すべき関係はありません。

社外取締役須佐正秀氏は、須佐正秀税理士事務所税理士、株式会社アセント社外監査役、一般社団法人関東信用金庫協会監事及び東北オートメカニク株式会社社外監査役であります。当社との間には開示すべき関係はありません。

社外取締役鈴木則義氏は、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・日興株式会社代表取締役社長及び株式会社SUZUKI NORIYOSHI OFFICE代表取締役社長であります。当社との間には開示すべき関係はありません。

社外監査役小林祥二氏は、小林法律事務所弁護士であります。当社との間には開示すべき関係はありません。

### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

2019年度の取締役会には、取締役太田 洋氏及び取締役須佐正秀氏は19回中18回、監査役田宮弘志氏及び監査役小林祥二氏は19回の全てに、取締役鈴木則義氏は2019年6月の取締役就任以降開催の取締役会13回の全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議に必要な意見を適宜述べております。

2019年度の監査役会には、監査役田宮弘志氏及び監査役小林祥二氏は15回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 責任限定契約の概要

当社は、社外役員の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、社外役員が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外役員が善意であって重大な過失がないときに限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。

#### IV. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 53百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の妥当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 会計監査人の報酬額につきましては、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が200万円あります。

##### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## V. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ企業行動憲章を制定し、当社グループの取締役及び使用人に対して周知徹底を図り、法令、定款その他の社内規程及び社会倫理の遵守を企業活動の基本とする。

当社は、コンプライアンス上の問題点を審議するための機関として、コンプライアンス委員会を設置する。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの推進のため、当社グループの役員をはじめ、全使用人の意識の高揚啓発を行うものとする。

当社は、グループ内部通報制度を整備し、当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令・定款等に違反したことが判明した場合の対応措置を構築する。

コンプライアンス委員会は、法令・定款等の違反行為があった場合には、当該行為を直ちに中止させるとともに、再発防止のための対策を講じる。

監査担当部門が内部監査規程に基づき、内部監査を実施し、当社グループの取締役及び使用人の職務執行が、適法且つ適正に行われているかどうかを監査するものとし、その結果をコンプライアンス委員会、社長及び監査役に報告するとともに、取締役会に報告を行うこととする。

### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令のほか、別に定める社内規程により、適切に保存・管理されるものとする。

コンプライアンス委員会、取締役又は監査役は、いつでも取締役の職務執行に係る情報を閲覧できるものとする。

### (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、全社的に危機管理を推進するため、想定されるリスクを各部門において業務内容に応じて景気変動・製品の品質・安全管理・法令違反等に分類し、リスク軽減に向け適切に対応していくこととする。

当社は、子会社を管理する関連部を置き、子会社各社を統括的に管理する。

各部門及び関連部は、必要に応じてリスク管理に関するマニュアルの作成・配布を行うこととし、適宜必要に応じてそれらの見直し、整備を行う。万一、損失が発生した場合又は発生が予見される場合は、各部門の長及び関連部長は、直ちに担当取締役を通して取締役会に状況を報告し、担当取締役を総括責任者として関係部門による原因・対策会議を開催の上、同会議において協議を行い、その経過並びに結果を取締役会に報告するものとする。

**(4) 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制**

当社グループの取締役会は、当社グループの経営理念のもと、毎年策定される中期経営計画や経営重点方針及びそれに従って各社・各部門において作成される方針管理に基づき、それらに明記された目標の達成のために活動する。

当社の取締役会の意思決定に関しては、毎月1回取締役会を招集し十分議論した上で意思決定をするものとする。

また、適宜職務権限、分掌規程の策定、見直しを行うことにより、業務執行を効率的に行うことのできる体制を整える。

**(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、グループ各社における内部管理体制の強化を図るため、グループ各社において開催される重要な会議への出席等を通じ、相互連絡、協議、情報の共有化、指示、伝達等を適正に行うことにより、関連規程のもと、連携体制を構築していくものとする。

また、関連部は、グループ各社から、経営内容を把握するための定期的な報告を受けるものとする。

特に、リスク管理及びコンプライアンス体制については、グループ共通の課題としてとらえる。

取締役、グループ各社社長は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

当社は、グループ各社の財務報告に関し、有効且つ適正な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を図ることにより、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性と適正性を確保する。

**(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務を補助すべき専属の使用人については、必要の都度監査役会が、取締役との協議の上、決定することとする。

監査役から監査業務を補助するよう指示をされた使用人は、取締役等からの指示命令を受けないものとし、その異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行われることとする。

(7) **当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社グループの取締役及び使用人は、法令に定められたもののほか、会社に重大な影響を及ぼす事項、その他当社の監査役が監査役監査基準に従い、監査を行う上で必要な情報等の提供を各監査役の要請に応じて事前に監査役会に報告するものとする。

重要な稟議書に関しては、監査役に対しても回付を行うことにより、報告をするものとする。

監査役は、上記監査役監査基準に従い、必要の都度取締役と面談をし、また内部監査部門及び監査法人と定期的に意見交換を行うものとする。

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項やコンプライアンスに係る事項を発見したときは、当社グループの取締役及び使用人は、速やかに監査役に報告を行うものとする。

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(8) **反社会的勢力排除のための体制**

反社会的勢力に対しては、企業行動憲章に則り毅然とした態度で臨み、行動することとする。

また、反社会的勢力に関する対応統括部署を定め、情報の収集・管理を行い、警察、暴力団追放団体及び弁護士等の外部専門機関との連携を図りながら反社会的勢力を排除する体制の整備・強化に取り組むこととする。

(9) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当連結会計年度における運用状況の概要は次のとおりです。

当社は、経営理念、グループ企業行動憲章等の行動指針や安全、品質、情報管理等に関する基本的な考え方をまとめた「DKK Standard」を当社グループの取締役及び使用人に対して配布し、教育を実施しております。さらに、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスに関する活動方針や推進状況について審議を行っており、活動方針に従いコンプライアンス意識の浸透を図る活動を実施しました。

当社では、定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、社外取締役3名を含む取締役9名で構成し、法令等に定めら

れた事項や経営に関する重要事項を決定し、月次業績の分析、対策、評価を行うとともに法令及び定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

監査役4名は、取締役会や重要な社内会議への出席等を通じて、取締役の職務執行の監査、法令及び定款等の遵守状況の監査を実施いたしました。

子会社につきましては、子会社管理規程に基づき、子会社管理部門である関連部が毎月報告を受け、定期的に監査を行い、実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査部門は、社長の承認を得た監査基本計画に基づき業務監査を実施し、その結果を社長に報告いたしました。

当社は、不適切な会計処理の再発防止策として、各担当者の責任に応じた処分とその周知及び各従業員への教育の徹底、原価計上ルールの明確化・再検討、牽制機能の強化、内部統制の強化並びに低利益率上申書及び赤字上申書の提出ルールの見直しを全社一丸となり実施し、皆様からの信頼回復に努めてまいりました。

## VI. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、上場会社である以上、当社株式に係る大規模な買付行為を行おうとする者が現れた場合、かかる買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の大量の株式の買付行為の中には、会社の企業価値又は株主の皆様様の共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値の源泉及びかかる源泉の中長期的な観点からの維持・強化の重要性についての認識を共有しない場合には、当社の企業価値又は株主の皆様様の共同の利益の最大化を妨げるような結果が生じるばかりでなく、様々なステークホルダーの方々の信頼関係を含む有形無形の会社の経営資源が毀損されることになりかねないものと考えております。

上記の観点から、当社は、2015年5月15日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を一部変更・修正のうえ継続すること（以下「旧プラン」といいます。）を決議し、特定の者又はグループが当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により、当社の企業価値の源泉が長期的に見て毀損されるおそれがある場合等、当社の企業価値又は株主の皆様様の共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び当社定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益の最大化のために相当の措置を講じることとしていくところとします。

なお、旧プランは、2018年6月30日をもって有効期間の満了を迎えたことから、当社は、同年5月18日開催の当社取締役会において、旧プランに変更を加えた上で（以下変更後のプランを「本プラン」といいます。）、同年7月1日より継続することを決議し、同年6月28日開催の当社第92回定時株主総会においてご承認を得ております。本プランの概要につきましては、以下(3)記載の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」をご覧ください。



## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）の事業は、電気通信関連事業及び高周波関連事業から成り立っております。

電気通信関連事業におきましては、情報通信関連業界の中で、通信用、放送用各種アンテナ・鉄塔の設計、製作及びその建方工事を主に行っております。

高周波関連事業におきましては、高周波応用機器業界に属し、高周波による誘導加熱装置の設計、製作と加熱装置を利用した焼入受託加工を行っております。

当社は、1950年の創業以来一貫して、得意先各位に満足いただけるような製品の提供をすることをモットーに、経営理念に「時代のニーズを先取りし、失敗を恐れぬチャレンジ精神の溢れた前向きの企業たることを期す」を掲げ、同じく「優れた製品を社会に提供し、社会に貢献する」ことを実現すべく、常に業界での最高水準の技術を維持していくことを目標の一つとして、たゆまぬ努力をしております。

このことが今日、当社グループが業界、とりわけ取引先から絶大の信頼と支持をいただいている所以だと確信しております。

また、中長期的には、柱としております移動通信関連、固定無線関連、放送関連、高周波関連を中心にその周辺分野への事業拡大を視野に入れ、適宜設備投資を行うことを図りながら、経営資源を投入し、企業価値の増大に努めてまいりたいと考えております。また、新規事業の開拓に関しましては、新規事業に特化した新たな専門部署を設置し、これまで以上に開拓を推進するための組織体制へと変更しております。

そして、当社グループが継続的に企業価値を高めていくためには、こうした経営計画の基盤である経営理念に掲げる基本的な考え方を今後も引き続き実践し、当社グループ発展のために必要不可欠な得意先をはじめとするステークホルダーの皆様との長期的な信頼関係を重視した経営を行うことがきわめて重要であるとと考えております。

## (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランは、大規模買付行為（以下に定義されます。）を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会（以下に定義されます。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます。）を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的としております。当社は、①当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、②当社が発行者である

株券等に関する大規模買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、及び③上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）のいずれかに該当する行為又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」といいます。）を行おうとする者に対して、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること及び当社取締役会が大規模買付行為を評価し、意見形成、代替案立案、交渉を行うための期間を設定することを要請するルールを設定しました。このルールが遵守されない場合等には、株主の皆様の共同の利益を保護する目的で、対抗措置を発動することがあります。当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものといたしますが、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、その他の対抗措置が用いられることもあります。

なお、本プランによる買収防衛策の継続に当たり、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます。）並びに社外有識者（弁護士、公認会計士、大学教授等）の中の3名以上から構成される企業価値委員会（以下「企業価値委員会」といいます。）を設置しております。企業価値委員会は、大規模買付行為を行おうとする者から提供された買付説明書をはじめとする買付内容等の検討に必要な諸情報を検討した上、当社取締役会に対し、本プランに基づく対抗措置の発動の適否を勧告いたします。また、企業価値委員会は、対抗措置を発動することの可否を問うための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会に対し、株主意思確認株主総会を開催することが適当である旨の勧告をすることができるものとします。

当社取締役会は、企業価値委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動、不発動又は中止の決議を行うものといたします。また、企業価値委員会が株主意思確認株主総会を開催することが適当である旨の勧告を行った場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集し、株主の皆様に対抗措置の発動の可否をご判断いただくことができるものとします。なお、株主意思確認株主総会が招集された場合、当社取締役会は、対抗措置の発動の可否について株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見その他適切と認められる情報を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に株主の皆様の開示いたします。

なお、本プランの詳細については当社ウェブサイト([https://www.denkikogyo.co.jp/ir/ir/pdf/2018/20180518\\_release3.pdf](https://www.denkikogyo.co.jp/ir/ir/pdf/2018/20180518_release3.pdf))に掲載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧ください。

#### (4) 上記(2)及び(3)の取組みについての当社取締役会の判断及び理由

上記(2)及び(3)に記載したとおり、本プランは、当社の企業価値及び当社株主の皆様様の共同の利益の最大化を目的に継続されたものであり、上記(1)の基本方針に沿うものであります。

また、本プランの継続については株主総会において承認が得られていること、対抗措置の発動に際しては企業価値委員会の勧告が最大限尊重されることとされており、取締役会の判断の公正性が担保されるべき措置が採られていること、有効期間が2021年6月30日までとされており、当社の株主総会決議又は取締役会決議によりいつでも廃止することができるものとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

---

(注) 記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて、また比率は、四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部            |               |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>44,341</b> | <b>流動負債</b>        | <b>10,547</b> |
| 現金預金            | 18,644        | 支払手形・工事未払金等        | 7,219         |
| 受取手形・完成工事未収入金等  | 19,527        | 短期借入金              | 404           |
| たな卸資産           | 5,551         | リース債務              | 62            |
| その他             | 620           | 未払法人税等             | 269           |
| 貸倒引当金           | △2            | 未成工事受入金            | 561           |
| <b>固定資産</b>     | <b>16,866</b> | 完成工事補償引当金          | 40            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>7,477</b>  | 製品保証引当金            | 216           |
| 建物・構築物          | 10,927        | 賞与引当金              | 467           |
| 機械・運搬具          | 9,480         | 役員賞与引当金            | 10            |
| 土地              | 2,246         | 工事損失引当金            | 44            |
| リース資産           | 293           | その他の他              | 1,249         |
| 建設仮勘定           | 351           | <b>固定負債</b>        | <b>4,351</b>  |
| その他             | 6,688         | 長期借入金              | 349           |
| 減価償却累計額         | △22,511       | リース債務              | 118           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>231</b>    | 役員退職慰労引当金          | 78            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>9,158</b>  | 役員株式給付引当金          | 83            |
| 投資有価証券          | 6,683         | 退職給付に係る負債          | 3,270         |
| 長期貸付金           | 2             | 資産除去債務             | 49            |
| 退職給付に係る資産       | 289           | その他の他              | 401           |
| 繰延税金資産          | 1,100         | <b>負債合計</b>        | <b>14,898</b> |
| その他             | 1,146         | <b>純資産の部</b>       |               |
| 貸倒引当金           | △64           | <b>株主資本</b>        | <b>44,631</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>61,208</b> | 資本金                | 8,774         |
|                 |               | 資本剰余金              | 9,731         |
|                 |               | 利益剰余金              | 31,218        |
|                 |               | 自己株式               | △5,093        |
|                 |               | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>559</b>    |
|                 |               | その他有価証券評価差額金       | 386           |
|                 |               | 繰延ヘッジ損益            | △27           |
|                 |               | 為替換算調整勘定           | 175           |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額       | 24            |
|                 |               | <b>非支配株主持分</b>     | <b>1,119</b>  |
|                 |               | <b>純資産合計</b>       | <b>46,309</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b>     | <b>61,208</b> |

## 連結損益計算書

( 2019年4月1日から )  
( 2020年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                          | 金 額    |              |
|------------------------------|--------|--------------|
| <b>売 上 高</b>                 |        |              |
| 完成工事高                        | 17,951 |              |
| 製品売上高                        | 26,957 |              |
| その他の事業売上高                    | 107    | 45,016       |
| <b>売 上 原 価</b>               |        |              |
| 完成工事原価                       | 14,772 |              |
| 製品売上原価                       | 21,551 |              |
| その他の事業売上原価                   | 55     | 36,380       |
| <b>売 上 総 利 益</b>             |        |              |
| 完成工事総利益                      | 3,179  |              |
| 製品売上総利益                      | 5,405  |              |
| その他の事業総利益                    | 51     | 8,636        |
| <b>販 売 費 及 び 一 般 管 理 費</b>   |        | <b>6,034</b> |
| <b>営 業 利 益</b>               |        | <b>2,601</b> |
| <b>営 業 外 収 益</b>             |        |              |
| 受取利息配当金                      | 220    |              |
| その他の                         | 102    | 323          |
| <b>営 業 外 費 用</b>             |        |              |
| 支払利息                         | 25     |              |
| その他の                         | 125    | 151          |
| <b>経 常 利 益</b>               |        | <b>2,774</b> |
| <b>特 別 利 益</b>               |        |              |
| 投資有価証券売却益                    | 80     | 80           |
| <b>特 別 損 失</b>               |        |              |
| 投資有価証券評価損                    | 172    |              |
| 事業整理損                        | 149    | 322          |
| <b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b> |        | <b>2,532</b> |
| 法人税、住民税及び事業税                 | 393    |              |
| 法人税等調整額                      | 324    | 718          |
| <b>当 期 純 利 益</b>             |        | <b>1,813</b> |
| 非支配株主に帰属する当期純利益              |        | 24           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益              |        | <b>1,789</b> |

## 連結株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から )  
( 2020年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                                       | 株 主 資 本 |           |           |         | 株主資本合計 |
|---------------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|--------|
|                                       | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 |        |
| 当 期 首 残 高                             | 8,774   | 9,731     | 29,911    | △4,477  | 43,940 |
| 会 計 方 針 の 変 更 に 関 する 累 積 的 な 影 響 額    |         |           | △1        |         | △1     |
| 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高     | 8,774   | 9,731     | 29,910    | △4,477  | 43,938 |
| 当 期 変 動 額                             |         |           |           |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当                           |         |           | △553      |         | △553   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益         |         |           | 1,789     |         | 1,789  |
| 自 己 株 式 の 取 得                         |         |           |           | △652    | △652   |
| 自 己 株 式 の 処 分                         |         |           |           | 37      | 37     |
| 連 結 範 囲 の 変 動                         |         |           | 72        |         | 72     |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |           |         | —      |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | —       | —         | 1,308     | △615    | 693    |
| 当 期 末 残 高                             | 8,774   | 9,731     | 31,218    | △5,093  | 44,631 |

|                                       | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     |               |               |                       |                           | 非 支 配 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------------|---------------------------|---------------|---------------|-----------------------|---------------------------|---------------|-----------|
|                                       | そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 為 替 換 算 調 整 額 | 退 職 給 付 金 給 付 額 調 整 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |               |           |
| 当 期 首 残 高                             | 960                       | △21           | 68            | 28                    | 1,035                     | 988           | 45,963    |
| 会 計 方 針 の 変 更 に 関 する 累 積 的 な 影 響 額    |                           |               |               |                       |                           | △1            | △3        |
| 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高     | 960                       | △21           | 68            | 28                    | 1,035                     | 986           | 45,959    |
| 当 期 変 動 額                             |                           |               |               |                       |                           |               |           |
| 剰 余 金 の 配 当                           |                           |               |               |                       |                           |               | △553      |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益         |                           |               |               |                       |                           |               | 1,789     |
| 自 己 株 式 の 取 得                         |                           |               |               |                       |                           |               | △652      |
| 自 己 株 式 の 処 分                         |                           |               |               |                       |                           |               | 37        |
| 連 結 範 囲 の 変 動                         |                           |               |               |                       |                           |               | 72        |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | △573                      | △6            | 107           | △4                    | △476                      | 132           | △343      |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | △573                      | △6            | 107           | △4                    | △476                      | 132           | 349       |
| 当 期 末 残 高                             | 386                       | △27           | 175           | 24                    | 559                       | 1,119         | 46,309    |

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 負 債 の 部                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>流 動 資 産</b><br>現 金 預 金<br>受 取 手 形<br>電 子 記 録 債 権<br>完 成 工 事 未 収 入 金<br>売 掛 金<br>製 品<br>未 成 工 事 支 出 金<br>仕 掛 品<br>原 材 料 及 び 貯 蔵 品<br>前 払 費 用<br>そ の 他<br><b>固 定 資 産</b><br><b>有 形 固 定 資 産</b><br>建 物 ・ 構 築 物<br>機 械 ・ 運 搬 具<br>工 具 器 具 ・ 備 品<br>土 地<br>リ ー ス 資 産<br>建 設 仮 勘 定<br>減 価 償 却 累 計 額<br><b>無 形 固 定 資 産</b><br><b>投 資 そ の 他 の 資 産</b><br>投 資 有 価 証 券<br>関 係 会 社 株 式<br>長 期 貸 付 金<br>長 期 前 払 費 用<br>前 払 年 金 費 用<br>繰 延 税 金 資 産<br>保 険 積 立 金<br>そ の 他<br>貸 倒 引 当 金 | 31,022<br>10,880<br>167<br>943<br>8,621<br>6,103<br>1,483<br>307<br>1,107<br>796<br>137<br>474<br>14,592<br>5,071<br>9,159<br>1,589<br>5,857<br>1,772<br>149<br>279<br>△13,736<br>205<br>9,315<br>6,435<br>877<br>1<br>67<br>229<br>779<br>589<br>391<br>△54<br>45,614 | <b>流 動 負 債</b><br>支 払 手 形<br>電 子 記 録 債 務<br>工 事 未 払 金<br>買 掛 金<br>リ ー ス 債 務<br>未 払 金<br>未 払 法 人 税 等<br>未 払 消 費 税 等<br>未 成 工 事 受 入 金<br>完 成 工 事 補 償 引 当 金<br>製 品 保 証 引 当 金<br>賞 与 引 当 金<br>工 事 損 失 引 当 金<br>そ の 他<br><b>固 定 負 債</b><br>長 期 借 入 金<br>リ ー ス 債 務<br>退 職 給 付 引 当 金<br>役 員 株 式 給 付 引 当 金<br>資 産 除 去 債 務<br>そ の 他<br><b>負 債 合 計</b><br>10,732 | 7,743<br>1,139<br>1,358<br>2,130<br>1,229<br>19<br>443<br>118<br>144<br>523<br>39<br>120<br>319<br>23<br>132<br>2,989<br>130<br>51<br>2,314<br>83<br>49<br>360<br>10,732<br>34,531<br>8,774<br>9,731<br>9,677<br>53<br>21,118<br>1,227<br>19,890<br>48<br>30<br>108<br>4<br>12,271<br>7,428<br>△5,093<br>350<br>372<br>△21<br>34,882<br>45,614 |
| <b>資 産 合 計</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

# 損益計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金      | 額      |
|-------------------------|--------|--------|
| <b>売 上 高</b>            |        |        |
| 完 成 工 事 高               | 16,152 |        |
| 製 品 売 上 高               | 19,450 |        |
| そ の 他 の 事 業 売 上 高       | 326    | 35,930 |
| <b>売 上 原 価</b>          |        |        |
| 完 成 工 事 原 価             | 13,665 |        |
| 製 品 売 上 原 価             | 15,831 |        |
| そ の 他 の 事 業 売 上 原 価     | 177    | 29,674 |
| <b>売 上 総 利 益</b>        |        |        |
| 完 成 工 事 総 利 益           | 2,487  |        |
| 製 品 売 上 総 利 益           | 3,618  |        |
| そ の 他 の 事 業 総 利 益       | 149    | 6,255  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 4,606  |
| <b>営 業 利 益</b>          |        | 1,648  |
| <b>営 業 外 収 益</b>        |        |        |
| 受 取 利 息 配 当 金           | 402    |        |
| そ の 他                   | 99     | 501    |
| <b>営 業 外 費 用</b>        |        |        |
| 支 払 利 息                 | 9      |        |
| そ の 他                   | 115    | 125    |
| <b>経 常 利 益</b>          |        | 2,025  |
| <b>特 別 利 益</b>          |        |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 80     | 80     |
| <b>特 別 損 失</b>          |        |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 172    |        |
| 事 業 整 理 損               | 149    | 322    |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>  |        | 1,783  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 157    |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 347    | 505    |
| <b>当 期 純 利 益</b>        |        | 1,278  |



# 株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から )  
( 2020年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本   |       |        |        |       |                 |     |       |       |        |          |        |     |
|---------------------|-----------|-------|--------|--------|-------|-----------------|-----|-------|-------|--------|----------|--------|-----|
|                     | 資 本 剰 余 金 |       |        |        |       | 利 益 剰 余 金       |     |       |       |        |          |        |     |
|                     | 資本金       | 資本準備金 | その他剰余金 | 資本金剰余金 | 利益剰余金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |     |       |       |        |          |        |     |
|                     |           |       |        |        |       | 特別準備金           | 別当金 | 配当積立金 | 役員積立金 | 員職金    | 固定資産圧積立金 | 定産縮立金  | 別当金 |
| 当期首残高               | 8,774     | 9,677 | 53     | 9,731  | 1,227 | 97              | 30  | 108   | 5     | 11,871 | 7,054    | 20,393 |     |
| 当期変動額               |           |       |        |        |       |                 |     |       |       |        |          |        |     |
| 剰余金の配当              |           |       |        | —      |       |                 |     |       |       |        | △553     | △553   |     |
| 当期純利益               |           |       |        | —      |       |                 |     |       |       |        | 1,278    | 1,278  |     |
| 特別償却準備金の取崩          |           |       |        | —      |       | △48             |     |       |       |        | 48       | —      |     |
| 別途積立金の積立            |           |       |        | —      |       |                 |     |       |       | 400    | △400     | —      |     |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |           |       |        | —      |       |                 |     |       | △0    |        | 0        | —      |     |
| 自己株式の取得             |           |       |        | —      |       |                 |     |       |       |        |          | —      |     |
| 自己株式の処分             |           |       |        | —      |       |                 |     |       |       |        |          | —      |     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |       |        | —      |       |                 |     |       |       |        |          | —      |     |
| 当期変動額合計             | —         | —     | —      | —      | —     | △48             | —   | —     | △0    | 400    | 373      | 725    |     |
| 当期末残高               | 8,774     | 9,677 | 53     | 9,731  | 1,227 | 48              | 30  | 108   | 4     | 12,271 | 7,428    | 21,118 |     |

|                     | 株 主 資 本 |        | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |         |       |      | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|---------|--------|-----------------|---------|-------|------|-----------|
|                     | 自己株式    | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金    | 繰延ヘッジ損益 | 評価差額等 | 換算計  |           |
| 当期首残高               | △4,477  | 34,421 | 942             |         | △3    | 939  | 35,360    |
| 当期変動額               |         |        |                 |         |       |      |           |
| 剰余金の配当              |         | △553   |                 |         |       | —    | △553      |
| 当期純利益               |         | 1,278  |                 |         |       | —    | 1,278     |
| 特別償却準備金の取崩          |         | —      |                 |         |       | —    | —         |
| 別途積立金の積立            |         | —      |                 |         |       | —    | —         |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |         | —      |                 |         |       | —    | —         |
| 自己株式の取得             | △652    | △652   |                 |         |       | —    | △652      |
| 自己株式の処分             | 37      | 37     |                 |         |       | —    | 37        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         | —      | △570            |         | △18   | △588 | △588      |
| 当期変動額合計             | △615    | 109    | △570            |         | △18   | △588 | △478      |
| 当期末残高               | △5,093  | 34,531 | 372             |         | △21   | 350  | 34,882    |

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

電気興業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 健 司 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 斎 藤 毅 文 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、電気興業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、電気興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

電気興業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 田 健 司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 斎 藤 毅 文 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、電気興業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、前期に判明いたしました一部拠点における不適切な会計処理に対し、会社が策定及び実行した再発防止策について実施状況を監視しその効果を検証してまいりました結果、実効性ある対策が講じられたものと認められ、再発を想起させる事象は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

電気興業株式会社 監査役会

常勤監査役 土 屋 辰 一 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 田 宮 弘 志 ㊟

監 査 役 大 西 正 利 ㊟

監 査 役(社外監査役) 小 林 祥 二 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分の件につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営事項の一つとして位置づけ、堅実な経営を通じて配当を安定的且つ継続して実施することを基本としております。配当につきましては、業績に連動する形で今後の事業展開を勘案しつつ、株主の皆様へ利益還元申し上げております。当期の期末配当につきましては、これを踏まえ事業環境の見通しと資金需要等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金45円

配当総額543,464,460円

(注) 当期の年間配当は、1株につき年45円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月29日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、既存事業の活性化投資、財務基盤の確保及び将来にわたっての企業体質強化のために必要な原資として有効活用するため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 400,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 400,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

### 1. 変更の理由

当社は、海外において「DKK」として既に認知されており、また、今後も海外進出を意欲的に行っていきたいと考えていることから、商号の英文表記を「DKK Co., Ltd.」にすることとし、現行定款第1条（商号）につきまして、変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款                                                    | 変 更 案                                                                    |
|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 第1条（商号）当社は、電気興業株式会社（英文ではDenki Kogyo Company, Limited）と称する。 | 第1条（商号）当社は、電気興業株式会社（英文ではDKK Co., Ltd.）と称する。                              |
| 第2条～第40条（条文省略）                                             | 第2条～第40条（現行どおり）                                                          |
| （新 設）                                                      | 附則<br>第1条の変更は、2020年6月27日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、第1条の効力発生日の経過をもってこれを削除する。 |

### 第3号議案 取締役1名選任の件

取締役西澤俊一氏は、本総会終結の時をもって辞任されることとなりましたので、その補欠として取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                            | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                           | 所有する当社<br>株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ※<br>近藤忠登氏<br>(1971年8月28日生)                                                                                                                                             | 1995年4月 当社入社<br>2016年4月 当社海外事業推進統括部北米推進部長<br>2018年7月 当社執行役員海外事業統括部統括専任次長兼<br>北米事業部長兼海外購買部長<br>2019年7月 当社執行役員機器統括部長兼移動通信技術部<br>長兼固定通信技術部長兼海外事業部長<br>2020年6月 当社執行役員ワイヤレス研究所長兼機器統括<br>部長兼海外事業部長（現任） | 1,800株         |
| 【取締役候補者とした理由】<br>近藤忠登氏は、電気通信関連事業の国内及び海外の営業業務に携わり、2018年7月から当社執行役員として北米を中心とした海外営業展開に取り組むとともに、電気通信関連事業の生産管理業務にも携っており、当社における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                  |                |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役大西正利氏は、本総会終結の時をもって辞任され、監査役土屋辰一、田宮弘志の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ※<br>あか はね とし お<br>赤 羽 敏 男<br>(1957年5月12日生) | 1976年3月 海上自衛隊入隊<br>2007年8月 海上自衛隊補給本部装備計画部企画課長<br>2011年3月 海上幕僚監部会計監査室長<br>2013年6月 当社入社<br>2013年8月 当社施設統括部えびのテクノセンター所長<br>2015年4月 当社施設エンジニアリング統括部えびのテクノセンター所長<br>2017年4月 当社海外事業統括部ミャンマー駐在所長<br>2019年4月 当社営業管理部部長(現任)                                                     | 1,000株     |
| 2     | つち や たつ いち<br>土 屋 辰 一<br>(1952年1月21日生)      | 1971年4月 当社入社<br>2000年2月 当社生産・建設本部機器統括部担当次長<br>2006年4月 当社機器統括部専任部長<br>2006年5月 当社機器統括部総務部長<br>2015年6月 当社常勤監査役(現任)                                                                                                                                                        | 3,100株     |
| 3     | た みや ひろ し<br>田 宮 弘 志<br>(1957年10月28日生)      | 1982年4月 日本火災海上保険株式会社入社<br>2005年4月 日本興亜損害保険株式会社福井支店長<br>2007年6月 同社本店営業第二部長<br>2012年4月 同社執行役員北海道本部長<br>2014年4月 同社取締役常務執行役員<br>2014年9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社(現損害保険ジャパン株式会社)取締役常務執行役員<br>2015年4月 同社常務執行役員<br>2016年4月 同社顧問<br>2016年6月 当社常勤監査役(現任)<br>2020年6月 株式会社筑波銀行社外監査役(就任予定) | 700株       |

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 田宮弘志氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。
4. 田宮弘志氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が損害保険会社においてこれまで培われた知識・経験に基づき監査に関して大所高所からご意見をいただけると判断したためであります。な

お、同氏は、現に当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。

5. 田宮弘志氏は、2019年3月期の決算発表延期に係る当社の複数の拠点における原価の付替えによる不適切な会計処理に関して、当該事実を認識しておりませんでした。日頃からコンプライアンスの重要性について注意喚起をしておりました。また、当該事実の判明後は、再発防止のための提言を行うなど、社外監査役として必要な対応を行い、その職責を果たしております。
6. 当社は、定款第33条の2において、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間において、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、法令が規定する限度額とする。」旨を定めております。この規定に基づき、当社は、社外監査役候補者である田宮弘志氏との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は、社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外監査役が善意であって重大な過失がないときに限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。田宮弘志氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定です。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

2019年6月27日開催の第93回定時株主総会において補欠の社外監査役として大畑泰彦氏を選任した決議の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の社外監査役1名を選任することをお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、取り消すことができることとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                           | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------|------------|
| おお はた やす ひこ<br>大 畑 泰 彦<br>(1959年5月25日生) | 1982年4月 野村證券株式会社入社                        | 0株         |
|                                         | 1990年1月 ジャーディン・フレミング証券東京支店入社              |            |
|                                         | 1991年2月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社入社              |            |
|                                         | 1999年1月 ソロモン・スミス・バーニー証券会社マネージング<br>ディレクター |            |
|                                         | 2004年8月 日興コーディアル証券株式会社トップマネージメン<br>ト支援室長  |            |
|                                         | 2010年3月 S M B C 日興証券株式会社機関投資家営業部長         |            |
|                                         | 2012年9月 同社退職                              |            |
| 2018年3月 株式会社シーエムディーラボ取締役                |                                           |            |
| 2019年11月 同社退職                           |                                           |            |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大畑泰彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 大畑泰彦氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、監査役に就任された場合に同氏が証券会社での経験を通じて培われた財務を中心とした企業経営に関する知見を、当社の監査体制に活かしていただけると判断したためであります。
4. 当社は定款第33条の2において、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間において、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、法令が規定する限度額とする。」旨を定めております。この規定に基づき、当社は、補欠の社外監査役候補者である大畑泰彦氏との間で監査役就任時に、責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について当該社外監査役が善意であって重大な過失がないときに限り、法令が規定する額又はそれ以上の一定の額をもって上記損害賠償責任の限度とするものであります。
5. 大畑泰彦氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として、同取引所に対する届出を行う予定です。

以 上

# 会場案内図

東京都新宿区西新宿四丁目15番3号  
住友不動産西新宿ビル3号館1階  
ベルサール西新宿ホール  
電話03-3320-2611



## <交通のご案内>

- 「都庁前」駅 A5出口徒歩4分(大江戸線)
- 「西新宿五丁目」駅 A2出口徒歩6分(大江戸線)
- 「新宿」駅 西口徒歩15分(JR線他)
- 「新宿」駅 7番出口徒歩13分(新宿線、京王新線)
- 新宿駅西口より京王バス「十二社池の下」バス停徒歩3分

◎お願い 駐車場、駐輪場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほど  
よろしくお願ひ申し上げます。